

長久手市平成こども塾運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市平成こども塾の管理及び事業運営に係る組織として、長久手市平成こども塾運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 長久手市平成こども塾施設の運営に関する事項
- (2) 長久手市平成こども塾事業全般に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 地域で活動する団体代表
- (3) 長久手市小中学校長会代表
- (4) 長久手市PTA連絡協議会代表
- (5) 公募による市民
- (6) 市長が特に認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長が委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。
- 5 委員及び事務局が前項の方法による場合には、第2項の出席とみなす。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、みどりの推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

## 令和5年度長久手市平成こども塾事業報告

令和6年3月31日

## 1 平成こども塾運営委員会

	開催日	内 容
(1)	令和5年 7月11日(火)	ア 令和4年度事業実績について イ 令和5年度事業計画について
(2)	10月7日(土)	ア 令和5年度事業中間報告について イ プログラム見学(サポート隊食と農班「こどもファーム(稲刈)」)
(3)	令和6年 2月6日(火)	ア 令和5年度事業中間報告について イ 令和6年度プログラム年間事業計画(案)について

## 2 平成こども塾体験学習事業プログラム実施状況

プログラ ム名	講座名	開催日 (回数)	参加者数(人)			内容
			こども (小中学生)	大人	合計	
学校連 携事業	飯盒炊さん とカレーラ イス作り、や じろべえ作 り他	6/1(木)は じめ 74回 (68)	2,210 (2,126)	201 (176)	2,411 (2,302)	焚き火の熾し方や 飯盒でのご飯の炊 き方などを身につ けたり、竹細工で 刃物の使い方を知 る。
教職員 研修等	令和5年度は こども塾での 教職員研修は なし	0回 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
専 門 プ ロ グ ラ ム	暮らしの道 具作りと料 理教室	6/18(日) はじめ 6回 (6)	110 (75)	86 (69)	196 (144)	木の洗濯板を作り それを使ってジュ ースを作る他
	里山生きも の探検隊 (前年度は「里山 冒険クラブ」)	6/1(土) はじめ 6回 (4)	78 (54)	65 (43)	143 (97)	ミニビオトープ講 座と実践、両生 類・は虫類につい て座学とフィールド ワーク他
	ネイチャー ゲーム	5/20(土) はじめ 6回 (6)	49 (61)	46 (59)	95 (120)	里山の自然発見、 梅雨時の生きもの 調べほか

平成 こども 塾サポ ート隊 プログ ラム	食 と農 班	こどもファ ーム、豆腐 作り他	4/2(土) はじめ 45回 (44)	892 (759)	528 (598)	1,420 (1,357)	野菜の苗植え・手 入れ・収穫と草取 り、畝作り他
	自然 観 察 体 験 班	カブトムシ 幼虫探し と観察箱 作り、ホタ ル観察他	4/9(日) はじめ 13回 (13)	174 (164)	166 (148)	340 (312)	堆肥や腐葉土を掘 り起こしカブトムシ の幼虫を探し観察 箱を手作り、春に放 流したホタルの夜 間観察会、他
	創 作 班	竹の食器 作り他	4/3(日) はじめ 31回 (31)	419 (424)	375 (349)	794 (773)	竹で食器のセット を作る、鯉のぼり 作り他
	サ ポ ー ト 隊 自 主 プ ロ グ ラ ム	お正月遊 び、大人向 け工作作教 室他	6/11(日) はじめ 2回 (3)	27 (20)	32 (43)	59 (63)	かるた・羽根つき 等正月遊び体験、 大人対象で竹でテ ーブルウエア作り
こども塾 プログ ラム	里山散策、 こども塾ま つり、やきも のでドアベ ル作り～奏 でてみよう 他	6/4(木) はじめ 11回 (8)	137 (96)	123 (81)	260 (177)	里山散策会、こど も塾まつり、愛知 県立芸術大学と協 働プログラムとし て粘土工作と焼成 後の作品を使用し 音のワークショップ を実施、他	
計			194 (183)	4,096 (3,779)	1,622 (1,566)	5,718 (5,345)	
増 減			+11	+317	+56	+373	

※ 表中の各欄の上段は令和5年度、下段()書きは令和4年度同時期の数値。

※ 「増減」欄は、令和5年度から令和4年度を差し引いた数値。

※ サポート隊員等のスタッフや学校連携プログラムでの参加者は含まない。

※ サポート隊自主プログラムのうち、平成こども塾プログラムの運営支援分を除く。

令和5年度の特筆すべきプログラムとして、「ながくてアートフェスティバル」との共催で「こども塾まつり」を開催。前年同様に完全予約制で、軍手人形、段ボールスマートボール等の工作の他、食のプログラム「オリジナルパンケーキを作ろう」を新たに実施した。

10/8(日) 参加者数: 午前の部 こども20人、大人19人(他に未就学児2人)

午後の部 こども19人、大人17人(他に未就学児1人)

### 3 広報関係

#### (1) こども塾だより

こども塾だより(プログラムの案内、活動の様子)を毎月各4,030部発行

ア 市内小学校、サポート隊員及び市内公共施設への配布並びに運営委員、マスコミ等へ郵送

イ 市ホームページへの掲載

#### (2) きずなネット(旧名称「子育て支援アプリ」)

スマートフォンでイベント情報を見ることができるアプリ。こども塾だより発行毎に更新中。

#### (3) プログラム申込み受付のデジタル化試行

こども塾だよりにQRコードを掲載し、市のホームページへ誘導し申込みフォームから申し込んでもらい、抽選後にEメールで結果を伝える方式を試行。令和6年度から全プログラムに適用。

### 4 平成こども塾利用状況

月	開館日数 (日)	入館者数(人) (※プログラム参加者と実 施者及びその準備者を含む 全ての人数)	(再掲)プログラムの数及び参加者数	
			プログラム数 (件)	参加者数(人)
4	26 (26)	518 (471)	10 (10)	365 (307)
5	26 (26)	418 (453)	9 (9)	261 (278)
6	26 (26)	1,140 (1,035)	28 (25)	860 (789)
7	27 (27)	847 (742)	19 (18)	593 (521)
8	26 (26)	453 (349)	12 (9)	286 (222)
9	26 (26)	870 (635)	21 (14)	606 (422)
10	26 (26)	869 (944)	20 (23)	581 (656)
11	26 (26)	846 (1,008)	24 (24)	597 (672)
12	24 (24)	593 (511)	12 (12)	387 (345)
H6年1	24 (24)	716 (771)	13 (16)	425 (493)
2	25 (24)	767 (377)	18 (9)	548 (217)

3	27 (27)	391 (599)	8 (16)	209 (423)
計	309 (308)	8,428 (7,877)	194 (183)	5,718 (5,345)
増減	+1	+551	+11	+373

※ 表中の各欄の上段は令和5年度、下段()は令和4年度同時期の数値。

※ 「増減」欄は、令和5年度から令和4年度を差し引いた数値。

※ サポート隊員等のスタッフや学校連携プログラムでの参加者は含まない。

## 5 かまど利用状況(付属設備の貸出し)

月	件数(件)	利用人数(人)		
		子ども	大人	計
4	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5	0 (1)	0 (3)	0 (4)	0 (7)
6	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8	0 (1)	0 (2)	0 (5)	0 (7)
9	2 (0)	24 (0)	19 (0)	43 (0)
10	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
11	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
12	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
H6年1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3	1 (0)	11 (0)	5 (0)	16 (0)
計	3 (2)	35 (5)	24 (9)	59 (14)
増減	+1	+30	+15	+45

※ 表中の各欄の上段は令和5年度、下段()は令和4年度同時期の数値。

※ 「増減」欄は、令和5年度から令和4年度を差し引いた数値。

※ サポート隊員等のスタッフや学校連携プログラム、プレーパーク開催支援での参加者は含まない。

## 6 学校連携講師及びサポート隊ボランティア

長久手市平成こども塾は、ボランティア組織である「平成こども塾サポート隊」を始め学校連携への協力や多数のプログラムの運営をボランティア団体に担っていただいているが、新規の会員登録が少なく高齢化が進んでおり、今後の活動に影響を及ぼすことが懸念される。

そのため、より多くの人に平成こども塾を知ってもらい、新規加入を促すことでボランティア組織の若返りを図っている。大人向けプログラム「大人の工作教室」実施の他、市ホームページや生涯学習情報誌への掲載などで広報、「こどもファーム」の参加保護者に対して、またボランティア団体から友人等へ口コミでボランティア登録の声を地道に続けている。その結果、令和5年度は、野外活動同好会に6人の新規加入があった。

6/11(日)大人向け工作教室(竹で素敵なテーブルウェアをつくる)参加者:大人9人

## 7 周辺里山整備等

### (1) 竹林整備

平成こども塾サポート隊で適宜、材料の竹林を刈り取ったり、こどもファームでこどもたちが堆肥を散布するなどしている。

### (2) 木望の森他

周辺地域で活動している団体の「ながくて里山クラブ」は、定期的に平成こども塾隣接の木望の森(みどりの推進課による委託業務)や周辺の里山整備を行っている。

## 8 長久手版プレーパーク事業

### (1) プレーパークの認知度向上

#### ア 先進団体視察

8/31(木) にいのみ池プレーパーク(名古屋市緑区)

講師:みどり児童館長 塚本岳氏

参加者:市職員4人、プレーパークに関心の高い市民7組(親子含む)

#### イ プレーパーク体験会開催

プレーパークについて市民への周知と運営希望団体の機運の醸成、プレーリーダーの発掘を図り、プレーパーク体験会を開催した。

11/23(木・祝)

「みんなで創る「プレーパーク」～子どもも大人も一緒になって遊び空間を創っちゃおう!～」

講師:岐阜県森林文化アカデミー教授 萩原裕作氏

参加者数:大人15人、子ども15人(運営希望市民団体(現プレパながくて)メンバーも参加)

## ウ 広報活動

プレーパークニュースを作成し、視察結果や体験会のようすを市ホームページ他で公開している。

令和5年度発行:No.8 9/20、 No.9 12/5

## (2) 運営団体やプレーリーダーの発掘と育成

令和4年度から、自主的にプレーパークを運営したいという市民団体(現プレパながくて)が現れたため、相談や支援を行った。

### ア お試しプレーパークの開催支援、会場使用無償提供

令和5年10/9 参加者:未就学児含むこども17人、大人16人

令和6年1/14 参加者:未就学児含むこども65人、大人42人

3/20 参加者:未就学児含むこども22人、大人17人

### イ 先進団体視察(再掲)

### ウ その他

市民団体がみどりの推進課と協働し、プレーパークがテーマの映画会と講演会を実施



## 資料 4

## 平成6年度長久手市平成こども塾事業報告（4月分）

## 平成こども塾プログラム

（単位/人）

## 〔一般プログラム〕

No.	日	曜日	プログラム名	定員	子ども	大人	未就学	備考 (内はサポーター隊班)
1	4月7日	日	竹のモーニングセット作り	15	14	15	1	サポーター隊 (創作班)
2	4月20日	土	春の里山で昆虫を見つけよう	30(保護者含む)	16	12	1	サポーター隊 (自然班)
3	4月21日	日	タケノコ堀り体験	15	11	11	1	サポーター隊 (自然班)
4	4月21日	日	鯉のぼりを作ろう	20	14	12	3	サポーター隊 (創作班)
5	4月28日	日	カブトムシの幼虫探しと観察箱作り	20	20	19	3	サポーター隊 (自然班)
計					75	69	9	153

## 〔会員制プログラム〕

No.	日	曜日	プログラム名	年間会員	子ども	大人	未就学	備考 (内はサポーター隊班)
(1)	4月6日	土	こどもファーム (結成式)	29	25	24	4	サポーター隊 (食と農班)
(2)	4月13日	土	こどもファーム (畑の管理)	29	27	16	6	サポーター隊 (食と農班)
(3)	4月14日	日	書道さし絵講習会①	20	16	14	2	サポーター隊 (創作班)
(4)	4月27日	土	こどもファーム (夏野菜植付け)	29	19	8	2	サポーター隊 (食と農班)
計					62	38	10	110

## 〔学校連携事業プログラム〕

No.	日(曜日)	プログラム名	子ども	大人	備考	実施回数
1						
計			0	0	0	0

# 平成6年度長久手市平成こども塾事業報告（5月分）

## 平成こども塾プログラム

(単位/人)

### [一般プログラム]

No.	日	曜日	プログラム名	定員	子ども	大人	未就学	備考 (内はサポーター隊班)
1	5月5日	日	アフリカの楽器カリンバを作ろう	15	15	15	0	サポーター隊 (創作班)
2	5月12日	日	花束とメッセージカードを作って贈ろう	20	3	3	0	サポーター隊 (創作班)
3	5月19日	日	親子で茶摘み・手もみ体験をしよう	20 (保護者含む)	12	11	0	サポーター隊 (自然班)
4	5月26日	日	バードコールとウグイス笛を作ろう	15	15	13	2	サポーター隊 (創作班)
5	5月31日	金	ホテルの観察会①	30 (保護者含む)	15	14	3	夜間実施 サポーター隊 (自然班)
計					60	56	5	121

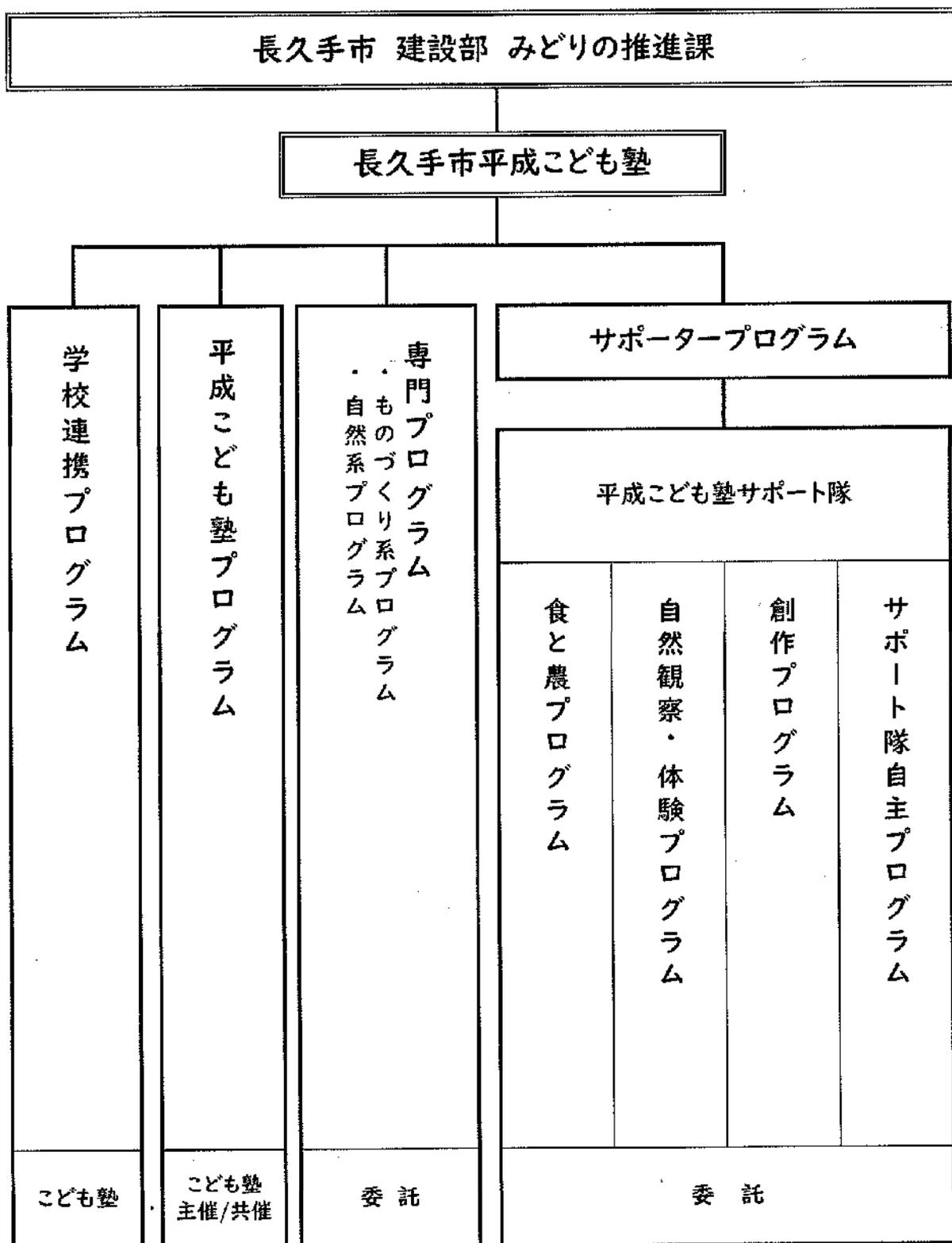
### [会員制プログラム]

No.	日	曜日	プログラム名	年間会員	子ども	大人	未就学	備考 (内はサポーター隊班)
(1)	5月4日	土	こどもファーム (夏野菜植付け ⇒北の畑の畝作り)	29	11	8	3	サポーター隊 (食と農班)
(2)	5月11日	土	こどもファーム (代かき)	29	26	18	5	サポーター隊 (食と農班)
(3)	5月11日	土	ネイチャーゲーム① 「長久手の里山ってどんなところ？」	9	6	7	0	平成こども塾 専門プログラム
(4)	5月18日	土	こどもファーム (田植え)	29	26	20	7	サポーター隊 (食と農班)
(5)	5月25日	土	こどもファーム (田畑の管理⇒夏野菜植付け)	29	14	6	3	サポーター隊 (食と農班)
計					72	51	15	138

### [学校連携事業プログラム]

No.	日(曜日)	プログラム名	子ども	大人	備考	実施回数
1	5月21日(火)～ 24日(金) 5月28日(火)～ 29日(水)	北小5年 飯盒炊さん、カレー ライス作り	195	14		6
2	5月31日(金)	市が洞小5年 飯盒炊さん、カレー ライス作り	29	3		1
計			224	17	24	7

## 令和6年度平成こども塾プログラム別組織体制



■ かまどが利用できます



1対(2つ)利用	2対(4つ)利用
520円	1,040円
500円	1,000円
かまど	
食器	200円
	400円

●対象

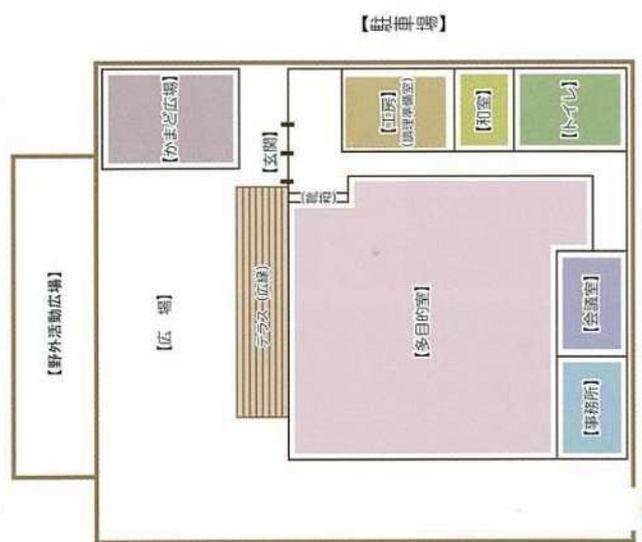
- 長久手市在住または在勤の方が半数以上の団体
- 4歳以上で、18歳以下の子どもが主体で、その保護者または管理者がいる団体
- かまどを使用した体験を目的とする団体

●注意事項

- 予約が必要で、マキ代は実費
- ピザ窯が併設されています

●詳しくは、平成こども塾HPから  
 ●希望日の2か月前から1週間前までに申し込みください

■ 平成こども塾丸太の家 施設案内

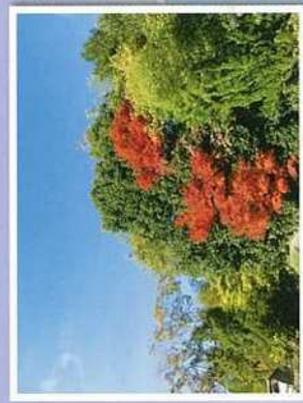


【駐車場】

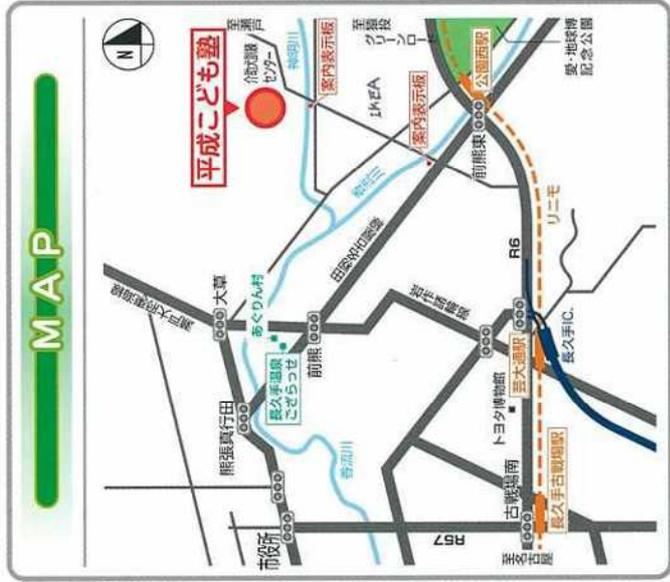
Nagakuteshi Heiseikodomojuku  
 長久手市平成こども塾



丸太の家



長久手市  
 NAGAKUTE CITY



長久手市平成こども塾  
 丸太の家

開館時間 / 9時～17時  
 休館日 / ・月曜日(祝日の場合は翌平日)  
 ・12月29日～1月3日

〒480-1311 長久手市福井1590番地50  
 TEL:0561-64-0045 FAX:0561-64-0046  
 Email: kodomojuku@city.nagakute.lg.jp nagakute, aichi, jp  
 ホームページアドレス http://www.city.nagakute.jp/bunka/kodomojuku/salon/index.html  
 ("平成こども塾"で検索してください)



### 長久手市平成こども塾の活動

小学生以上の児童・生徒や時にはその保護者を対象に、地域の方々の協力を得ながら、自然とのふれあい、食と農、ものづくり、伝統文化など、さまざまな分野の体験活動を行っています。それらの活動を通して、子どもたちの感性や心・生きる力・世代を超えたコミュニケーション能力を育みます。

### 長久手市平成こども塾 丸太の家

自然体験や食と農、ものづくりなどの活動拠点施設。周辺の里山には水田や竹林、小川があります。豊かな自然環境とともに、長久手の農業とそのくらしのようすが見られます。

### 活動内容の紹介

#### 学校との連携プログラム

小学校を中心に年間指導計画に基づいた授業の一環として、自然や環境、郷土料理、ものづくりなどを体験するプログラムです。



#### サポータープログラム

地域のボランティアが主体となり、「食と農」「ものづくり」「自然観察」「伝統文化」「情報発信」などをテーマとしたそれぞれのグループが行う体験プログラムです。



#### 平成こども塾自主プログラム

長野県南木曾町、近隣の大学や環境団体、日本助犬協会などと連携して、自然や文化を体験するプログラムです。平成こども塾が企画・運営します。



#### 専門プログラム

1年間を通して、ものづくりや自然観察などをより専門的に体験する会員制プログラムです。



### 平成こども塾



## 資料 7

### ○長久手市平成こども塾条例

平成18年3月29日

条例第17号

改正 平成22年3月30日条例第7号

平成23年10月28日条例第23号

平成25年12月27日条例第38号

注 平成25年12月から改正経過を注記した。

#### (設置)

第1条 長久手市の豊かな田園環境の中で、子どもたちが地域の自然、文化、環境等を学ぶことを通じて健全な心と身体を培うとともに、市民の環境保全に関する活動を促進し、人と自然とがよりよく共生する地域社会の実現に資するため、長久手市平成こども塾（以下「こども塾」という。）を長久手市福井1590番地50に設置する。

#### (事業)

第2条 こども塾は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の環境についての学習活動に関すること。
- (2) 前号の学習活動を通じた地域住民との交流活動に関すること。
- (3) 学校と連携して行う前2号の活動に関すること。
- (4) その他こども塾の設置目的を達成するために必要な事業

#### (開館時間等)

第3条 こども塾の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 こども塾の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、又は前項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

（附属設備等の使用）

第4条 教育委員会は、第2条各号の事業の実施に支障のない範囲内で、別表に掲げる附属設備等を使用させることができる。

2 前項の規定により附属設備等を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

4 既に納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の長久手町平成こども塾条例の規定により町長がした承認、承認の取消しその他の行為は、改正後の長久手市平成こども塾条例の規定により長久手町教育委員会がした承認、承認の取消しその他の行為とみなす。

附 則（平成23年条例第23号）

この条例は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 3 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

（平 2 5 条例 3 8 ・一部改正）

区分	使用料
かまど（2 か所 1 セット）	5 1 0 円
調理器具（1 セット）	2 0 0 円

## ○長久手市平成こども塾条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日

教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長久手市平成こども塾条例（平成 18 年長久手町条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第 2 条 長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、長久手市平成こども塾（以下「こども塾」という。）への入館を禁止し、又はこども塾からの退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者
- (2) こども塾の施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれのある者
- (3) その他教育委員会の指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第 3 条 こども塾の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は危害を及ぼす行為をしないこと。
- (2) こども塾の施設又は設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合のほか、物品の販売、金品の募集、飲食物の提供又はポスター等の掲示をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食又は火気の使用をしないこと。
- (5) その他教育委員会が指示する事項

(附属設備等の使用の手続)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による申請は、長久手市平成こども塾附属設備等使用申請書（様式第 1 号）を、使用しようとする日の前日までに提出することにより行わなければならない。

2 教育委員会は、条例第4条第2項の承認をするときは、長久手市平成こども塾附属設備等使用承認書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（附属設備等の損傷等の届出）

第5条 条例第4条第2項の承認を受けた者（以下「附属設備等使用者」という。）は、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

（附属設備等の使用後の点検）

第6条 附属設備等使用者は、附属設備等の使用を終えたときは、その旨をこども塾の職員に申し出て、その点検を受けなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 長久手市平成こども塾附属設備等使用要領

(目的)

第1条 この要領は、長久手市平成こども塾附属設備等（以下「かまど等」という。）の使用について、長久手市平成こども塾条例（平成18年長久手町条例第17号）第4条及び長久手市平成こども塾条例施行規則（平成22年長久手町教育委員会規則第2号）第4条から第6条までに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 使用時間は、午前9時から午後4時までとする。

(使用対象)

第3条 かまど等の使用対象は、次に掲げる事項を全て満たす団体又は2人以上のグループとする。

- (1) 市内在住の者が半数以上であること。
- (2) 小学生又は中学生の子どもを主体とし、その保護者又は監督者がいること。
- (3) 前2号のほか、教育委員会が認めるもの。

(使用人数)

第4条 使用人数は、2人以上40人程度までとする。

(使用手続の開始)

第5条 使用手続の開始は、使用希望日の2か月前からとする。

ただし、使用希望日の1か月前になっても使用希望者がいない場合においては、第3条第3号の使用対象者でも使用することができる。

(薪の使用)

第6条 平成こども塾の薪を使用する場合は、1束単位で購入するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。